

十環委第6号

令和8年度十日町市家庭用指定ごみ袋
製造保管配送業務委託

仕様書

1. 業務目的

本委託業務は、十日町市指定の規格に基づく、十日町市家庭用指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）の製造を行い、適正な管理のもと保管し、発注者と収集ごみ手数料徴収業務委託契約している者（以下「手数料徴収業務受託者」という。）へ配送する業務と、それに関わる事務を行うもの。

2. 業務内容

(1) 指定袋の製造

別紙 1~4「十日町市家庭用指定ごみ袋製造仕様書」のとおりとする。

(2) 指定袋の保管業務

① 保管対象は、当年度に製造した指定袋及び前年度在庫の指定袋とする。

受注者が所有又は賃貸する配送拠点倉庫および一時保管倉庫にて、盗難・紛失・汚損などがないように厳重に保管・管理すること。また、先入れ先出しの原則で管理すること。

② 配送拠点倉庫および一時保管倉庫の所在地は、十日町市内に設けることとし、所在地及び施設内容を書面で発注者へ報告すること。配送拠点倉庫と一時保管倉庫は同一でも可とする。

(3) 指定袋の受注・配送業務

① 受注業務

ア 手数料徴収業務受託者から、電話または F A X で注文を受けること。電話による注文は、営業日の午前 9 時から午後 5 時まで、F A X による注文は 24 時間受信できる体制をとること。

イ 受注の最小単位は、梱包箱 1 箱単位とする。

ウ 受注後、速やかに手数料徴収業務受託者に配送予定日を連絡すること。

② 配送業務

ア 配送は、受注後 3 日以内に手数料徴収業務受託者に配送すること。ただし、緊急の場合は、直ちに納品できる体制を取ること。

イ 手数料徴収業務受託者への納品は、業者控え用受領書に、それぞれ手数料徴収業務受託者の受領印又は署名を受け保管すること。

ウ 業者控え用受領書は、3 年間保管すること。

エ 手数料徴収業務受託者に納品された指定袋に汚損又は破損があった場合、手数料徴収業務受託者からの交換に応じるものとする。

オ 配送場所は、十日町市高山 3 丁目 745 番地の手数料徴収業務受託者（2 社）とする。

(4) 前年度分の在庫移動

前年度から受注者が変更になった場合は、発注者が指定する日までに、前年度配送拠点倉庫及び一時保管倉庫から、前年度分の在庫を令和 8 年度受注者の配送拠点倉庫又は一時保管倉庫に移動すること。この費用については別途協議するものとし、本委託業務には含めない。

3. 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 予定数量

保管・配送予定数量は販売状況により変動するため、差異が生じる場合がある。

(1)指定ごみ袋製造

区 分	箱数	区 分	箱数
燃やすごみ (大)	1,200	埋立てごみ (大)	0
燃やすごみ (中)	1,500	埋立てごみ (中)	0
燃やすごみ (小)	500	埋立てごみ (小)	0
燃やすごみ (エコ小)	0	埋立てごみ (エコ小)	0

(2)指定ごみ袋保管

区 分	箱数	区 分	箱数
燃やすごみ (大)	1,460	埋立てごみ (大)	120
燃やすごみ (中)	1,880	埋立てごみ (中)	80
燃やすごみ (小)	880	埋立てごみ (小)	50
燃やすごみ (エコ小)	570	埋立てごみ (エコ小)	80

※保管数は、前年度在庫及び当年度製造数量の合計

(3)指定ごみ袋受注・配送

区 分	箱数	区 分	箱数
燃やすごみ (大)	1,080	埋立てごみ (大)	80
燃やすごみ (中)	1,410	埋立てごみ (中)	80
燃やすごみ (小)	970	埋立てごみ (小)	40
燃やすごみ (エコ小)	130	埋立てごみ (エコ小)	30

5. 業務報告

毎月の受注・配送実績と在庫数量を、翌月 10 日までに発注者へ報告すること。

6. 不良品への対応

- ①指定袋に汚損又は破損があった場合等の交換品については、受注者の費用負担により対応すること。
- ②製造工程での不具合による不良品が判明した場合は、受注者の責任において速やかに全量良品と交換すること。この場合の経費は、受注者が負担すること。
- ③不良品の交換にあたっては、状況により手数料徴収業務受託者の在庫の回収も含めて再納品などの対応を市が指示することがある。
- ④不良品の原因等の調査報告書及び対応結果報告書を、発注者に提出すること。
- ⑤本仕様書に規定する納入数を超えて製作した指定袋については、不良品との交換対応のために受注者が責任をもって保管するものを除き、転用されないよう処分すること。なお、上記保管及び処分にかかる経費は、受注者が負担すること。

7. 調査の実施

本業務の適切な履行確保のため、発注者が必要と認めた場合は調査を実施することがあるので、発注者が調査を求めた場合、受注者は調査に協力すること。

8. 委託料の支払い

①発注者は、次の(1)～(3)の業務ごとに検査を実施し、各検査に合格した場合、受注者に実績に応じた委託料の部分払いをすることができるものとする。

②発注者は、受注者からの請求書受理日から 30 日以内に受注者へ委託料を支払うものとする。

(1)指定袋の製造

製造に係る委託料は、指定袋 1 箱 (500 枚) あたりの単価に、納品後の検査が完了した箱数を乗じた額の支払いとする。その場合、受託者は検査日より 30 日以内に発注者へ請求するものとする。

(2)指定袋の保管業務

保管業務に係る委託料は、月あたりの支払とし、毎月の実績報告にもとづき月毎に支払うものとする。

(3)指定袋の受注・配送業務

受注・配送業務に係る委託料は、指定袋 1 箱 (500 枚) あたりの単価に、受注・配送が完了した箱数を乗じた額の支払いとし、毎月の実績報告にもとづき月毎に支払うものとする。

9. 損害の賠償

受注者は、指定袋の取扱いに関し損失を発生させた場合は、相当の損害賠償をしなければならない。

10. 次年度在庫移動までの保管および危険負担

受注者が変更になった場合、発注者が次年度指定する日までの間の保管は、令和 8 年度受注者が責任をもって行うものとする。この際の費用については、別途協議するものとし、本委託業務には含めない。

11. その他

①本業務の遂行に関しては、各種法令を遵守すること。

②本仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議し定めるものとする。

十日町市家庭用指定ごみ袋製造仕様書

1. 規格等

(1) 十日町市家庭用指定ごみ袋（燃やすごみ用、埋立てごみ用）

① 材質

- ア 燃やすごみ用 高密度ポリエチレン 100%（炭酸カルシウムを混入しないこと）
 イ 埋立てごみ用 低密度ポリエチレン 100%（炭酸カルシウムを混入しないこと）

② 袋本体の色

- ア 燃やすごみ用 半透明（透明度 10%）
 イ 埋立てごみ用 無色透明

③ 厚さ

- ア 燃やすごみ用 0.03mm（JIS 規格）
 イ 埋立てごみ用 0.05mm（JIS 規格）

④ 引張強さ

- ア 燃やすごみ用 縦 40Mpa 以上、横 35Mpa 以上（試験方法は JIS Z 1702 7.5 に基づく）
 イ 埋立てごみ用 縦 25Mpa 以上、横 20Mpa 以上（試験方法は JIS Z 1702 7.5 に基づく）
 ウ 引張強さを証明するため、第三者機関の試験結果を提出すること。

⑤ ヒートシールの強さ

- ア 空気を入れて外部から圧力を加えたとき、シール部分より裂けないこと。
 イ シール部分を左右に引っ張ったとき、簡単に剥がれないこと。
 ウ 燃やすごみ用 11.77N 以上（試験方法は JIS Z 1711 8.4 に基づく）
 エ 埋立てごみ用 11.28N 以上（試験方法は JIS Z 1711 8.4 に基づく）
 オ ヒートシールの強さを証明するため、第三者機関の試験結果を提出すること。

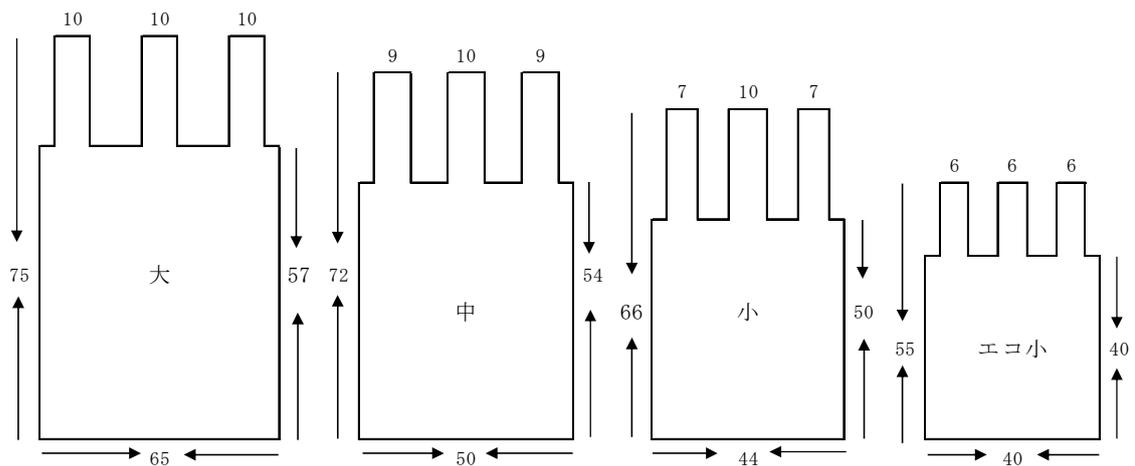
⑥ 寸法および形状

- ア 厚さ以外は、燃やすごみ用、埋立てごみ用共通とする（詳細は下記のとおり）。
 イ マチなし、上部持ち手付き、結び部分付きとする。
 ウ 使用の際に破けたり、裂けたりしないよう、切断部などの仕上げが良好（ギザギザになっていない）であること。

種類	縦	横	備考
「大」	75cm (57cm)	65cm	縦の()内は結び部分を除く寸法
「中」	72cm (54cm)	50cm	〃
「小」	66cm (50cm)	44cm	〃
「エコ小」	55cm (40cm)	40cm	〃

※袋の形状及び各部の寸法の詳細は、下図のとおりとする。

寸法記載のない部分については、発注者及び受注者の協議で決定するものとする。



※上図の単位は全て cm とする。

⑦ 印刷内容

- ア 燃やすごみ用「大」・「中」は、別紙 2-1 のとおりとする。
- イ 燃やすごみ用「小」・「エコ小」は、別紙 2-2 のとおりとする。
- ウ 埋立てごみ用「大」・「中」は、別紙 2-3 のとおりとする。
- エ 埋立てごみ用「小」・「エコ小」は、別紙 2-4 のとおりとする。
- オ 袋のサイズごとに、「大」・「中」・「小」・「エコ小」と印刷すること。
- カ 文字等印刷色は、燃やすごみ用は水色(青色)系、埋立てごみ用は茶色系とすること。
- キ 使用するインクは、有害な重金属や有害な化学物質を含まないものとする。

(2) 外装 (燃やすごみ用、埋立てごみ用共通)

- ① 材質は、無色透明、ポリプロピレン、厚さ 0.03mm とする。
- ② 外寸は、別紙 3-1 のとおり折りたたんだ指定袋 10 枚を収納できること。また、指定袋の取り出しに支障のない大きさとする。
- ③ 折りたたんだ指定袋を、1 枚ずつ取り出せるよう外装上部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けること。
- ④ 家庭用品品質表示法に基づく表示、取り扱い上の注意、指定袋の種類、枚数、市指定のバーコード (JANコード) 別紙 4 を参照し、バーコードを作成し印刷すること。文字はバーコードリーダーで読み取れる色とすること。レイアウトは、別紙 3-2 のとおりとする。

(3) 梱包 (各種類共通)

- ① 10 枚入×10 組を 1 束とし、透明の袋に入れること。
- ② 1 梱包単位は、5 束 (10 枚入×10 組×5=500 枚) とすること。
- ③ 梱包箱の材質は段ボール製とする。
- ④ それぞれの種別の指定袋 5 束を収納でき、輸送・保管の際、複数段積み重ねても潰れない強度のものとする。
- ⑤ 梱包箱の表示等は、別紙 3-3 のとおりとする。
- ⑥ 梱包箱は、金属針等を使用しないこと。また、粘着テープ等が外装と接触しないようにすること。

(4) 表示等

- ① 家庭用品品質表示法に基づく表示、取り扱い上の注意等、法令で表示が義務付けられている項目は、市と協議のうえ表示すること。
- ② 製造時期が異なる場合は、ロットナンバー等を付すこと。
- ③ 品質表示に関する証明書等を市の指示に従い提出すること。なお、その費用について

は受託者が負担すること。

2. 作成枚数

区分	種別	枚数	10枚入袋	箱/50袋
燃やすごみ用	「大」	600,000枚	60,000袋	1,200箱
燃やすごみ用	「中」	750,000枚	75,000袋	1,500箱
燃やすごみ用	「小」	250,000枚	25,000袋	500箱
燃やすごみ用	「エコ小」	0枚	0袋	0箱
埋立てごみ用	「大」	0枚	0袋	0箱
埋立てごみ用	「中」	0枚	0袋	0箱
埋立てごみ用	「小」	0枚	0袋	0箱
埋立てごみ用	「エコ小」	0枚	0袋	0箱
	合計	1,600,000枚	160,000袋	3,200箱

3. 納入場所

納入場所は発注者が指定する市内保管場所とし、納品日までに受注者に指示する。

4. 納入期日

令和8年5月29日(金)

5. その他

当該業務で作成されたごみ袋について、実際に市が使用したところ引張の強さ等製品性能に疑義が生じた場合（市民等から多数の苦情、問い合わせ等があった場合）、当該製品について市が臨時試験を行うことがある。その試験費用については、受注者負担とする。

別紙2-1

●燃やすごみ用「大」・「中」のレイアウト

※1



※1 規格については、仕様書のとおり。文字等は水色（青色系）とする。

※2 袋の大きさに合わせて「大」、「中」と中央位置と燃やすごみの左側に印刷する。

●燃やすごみ用「小」・「エコ小」のレイアウト

※1



※1 規格については、仕様書のとおり。文字等は水色（青色系）とする。

※2 袋の大きさに合わせて「小」・「エコ小」と中央位置と燃やすごみの左側に印刷する。

●埋立てごみ用「大」・「中」のレイアウト

※1



※1 規格については、仕様書のとおり。文字等は茶色とする。

※2 袋の大きさに合わせて「大」・「中」と中央位置と埋立てごみの左側に印刷する。

- 埋立てごみ用「小」・「エコ小」のレイアウト

※1



※1 規格については、仕様書のとおり。文字等は茶色とする。

※2 袋の大きさに合わせて「小」・「エコ小」と中央位置と埋立てごみの左側に印刷する。

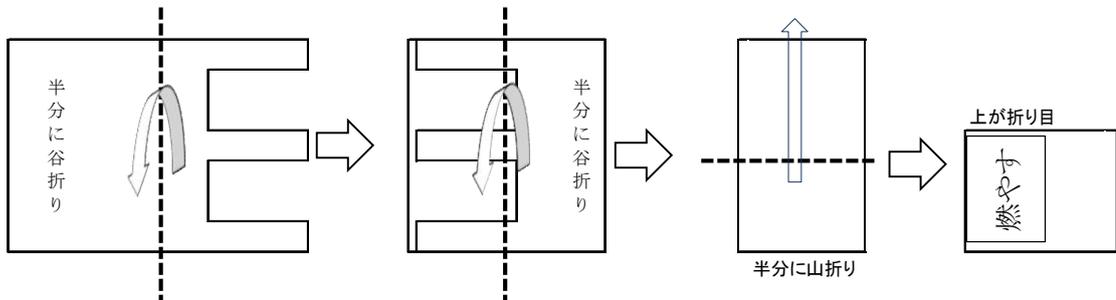
指定袋の外装への包装方法（折り方）等について

1. 折り方等

指定袋「大」、「中」、「小」、「エコ小」（燃やすごみ用、埋立てごみ用共通）

【折り方】

印刷面が外側に向くように下図のように1枚ずつ三回折りたたむ。

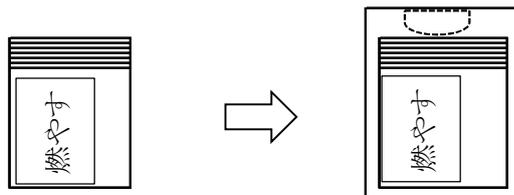


【外袋への包装の仕方】

上記の通り折りたたんだものを10枚重ねて外袋に包装する。

包装の際は、下図のとおりの向きで入れること。

1枚ずつ取り出せるように取出口には開封口として半月状のミシン目を入れること。



2. 外装の寸法（燃やすごみ用、埋立てごみ用共通）

種別	縦	横	備考
「大」	概ね 370mm	概ね 220mm	10枚重ね
「中」	概ね 300mm	概ね 210mm	〃
「小」	概ね 250mm	概ね 190mm	〃
「エコ小」	概ね 240mm	概ね 170mm	〃

●燃やすごみ用、埋立てごみ用共通「大」・「中」・「小」・「エコ小」外装のレイアウト（イメージ）



「燃やすごみ用」・「埋立てごみ用」と袋の種類に応じて表示する。

十日町市家庭用指定ごみ袋 燃やすごみ用

Burnable Garbage

「大」・「中」・「小」・「エコ小」と袋の種類に応じて表示する。

大

10 枚入

指定袋の種類に応じた寸法・厚さを表示する。

タテ **75** cm × ヨコ **65** cm × 厚さ **0.03** mm

家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30℃
寸法	外形 750×650（ミリメートル） 厚さ 0.03（ミリメートル）
枚数	10枚入

指定袋の種類に応じた寸法・厚さを表示する。

取り扱い上の注意

- 警告** ●この袋は、用途を間違えると幼児や子供にとって窒息などの危険を伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。
- 注意** ○突起物を入れますと材質上破れる場合がありますので、ご注意ください。
○直射日光の当る場所及び火のそばに置かないでください。
○本品は摩擦により衣服等に色が付く場合がありますので、こすらないようにしてください。

市が別途指定するJANコードを、読取りやすい位置に印刷する。



生産国名・プラマーク等を印刷する。



表示者 十日町市環境衛生課
〒948-0056 十日町市高田町6丁目915-2
電話 025-752-3924

MADE IN ●●●●●

※この外装は、乾電池等の「有害ごみ」を出す袋として再利用できます。

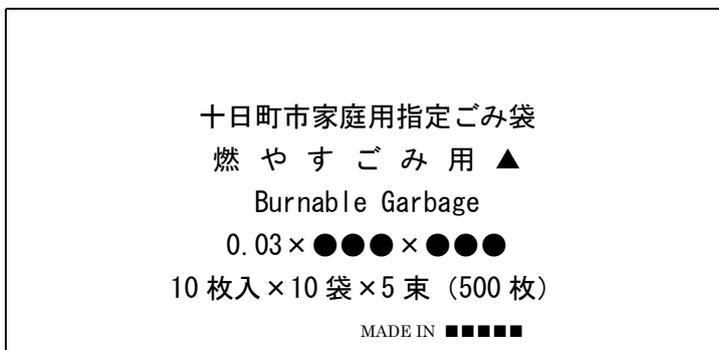
※注 規格については、仕様書のとおり。

指定ごみ袋の梱包箱の表示内容等について

1. 表示内容等

- ・指定ごみ袋の種別が分かるように梱包箱の4側面に印刷すること。

(1) 燃やすごみ用のレイアウト (イメージ)



文字は水色(青色)系
判別が容易な文字サイズ
ゴシック体文字
▲に、大・中・小・エコ
小の種別、●に袋の縦・
横の寸法を印刷
■に生産国を印刷

(2) 埋立てごみ用のレイアウト (イメージ)



文字は茶色系
判別が容易な文字サイズ
ゴシック体文字
▲に、大・中・小・エコ
小の種別、●に袋の縦・
横の寸法を印刷
■に生産国を印刷

2. 梱包箱に表示する寸法 (燃やすごみ用、埋立てごみ用共通)

種類	縦	横
「大」	750	650
「中」	720	500
「小」	660	440
「エコ小」	550	400

3. 梱包箱の寸法

区分	種類	縦	横	高さ
燃やすごみ	「大」	47cm	36cm	16cm
燃やすごみ	「中」	43cm	28cm	15.5cm
燃やすごみ	「小」	42cm	25cm	15.5cm
燃やすごみ	「エコ小」	35cm	24cm	15.5cm
埋立てごみ	「大」	46cm	36cm	22cm
埋立てごみ	「中」	43cm	28cm	22cm
埋立てごみ	「小」	41cm	25cm	22cm
埋立てごみ	「エコ小」	35cm	24cm	22cm

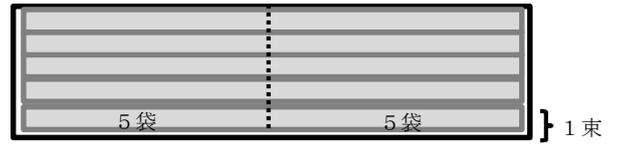
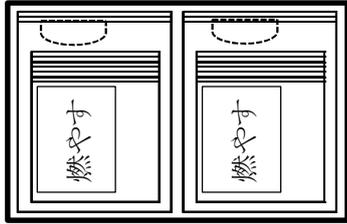
4. 梱包箱内の収納方法

指定袋「大」、「中」、「小」、「エコ小」(燃やすごみ用、埋立てごみ用共通)

【収納方法】

透明の袋に下図のとおり片側5袋、合計10袋を1束とし、梱包すること。

梱包された束は、5束平積みで梱包箱に収納すること。



外箱横断図

十日町市が指定する JAN コード、ITF コードについて

1. JAN コード

指定袋の種類		JAN コード
燃やすごみ用	「大」10枚入	4 573275 620014
	「中」10枚入	4 573275 620021
	「小」10枚入	4 573275 620038
	「エコ小」10枚入	4 573275 620045
埋立てごみ用	「大」10枚入	4 573275 620052
	「中」10枚入	4 573275 620069
	「小」10枚入	4 573275 620076
	「エコ小」10枚入	4 573275 620083

2. 規格等

- (1) バーコードの印刷サイズは、JIS 規格 (X0507) 標準タイプとする。印刷スペースの確保が困難な場合は、標準タイプの 0.8 倍まで縮小することができる。
- (2) バーコード化された JAN コードは、スキャナによる読み取り試験を行い、正常に読み取りができるか確認すること。

※JIS 規格 (参考)

- ・基本寸法…縦 25.93mm、横 37.29mm (必要な余白 (左 3.63、右 2.31) を含む)
- ・拡大縮小…基本寸法の 0.8 倍～2.0 倍の範囲で可能
- ・印刷位置…商品に印刷しやすい位置で、小売店の POS システムで読み取りやすいこと
- ・刷り色…白地に黒いバーが最も望ましいとされている

3. ITF コード

指定袋の種類		ITF コード
燃やすごみ用	大	145 73275 62001 1
	中	145 73275 62002 8
	小	145 73275 62003 5
	エコ小	145 73275 62004 2
埋立てごみ用	大	145 73275 62005 9
	中	145 73275 62006 6
	小	145 73275 62007 3
	エコ小	145 73275 62008 0

- ※ 梱包用箱に集合包装用商品コード (ITF コード) が必要な場合は、バーコード化して印刷すること。
- ※ 印刷サイズは、ITF シンボルの基本寸法 (JIS 規格 X0502) とし、流通過程での読み取り可能な位置に印刷すること。

別紙4の参考資料

十日町市が指定するバーコード (JAN コード)

燃やすごみ用 大



埋立てごみ用 大



燃やすごみ用 中



埋立てごみ用 中



燃やすごみ用 小



埋立てごみ用 小



燃やすごみ用 エコ小



埋立てごみ用 エコ小

